

改正案	現行
<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金）</p> <p>第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目の経費の支出によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 地域自主戦略交付金二 沖縄振興自主戦略交付金三 社会資本整備総合交付金 <p>第五条～第八条 （略）</p> <p>（法第十条第四項の政令で定める市）</p> <p>第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。</p>	<p>第四条～第七条 （略）</p>

第十条 (略)

2 第八条第二項の規定は、前項ただし書きの規定により期間を定めた場合について準用する。

第十一条・第十二条 (略)

(法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人)

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の

法人は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第四条第一項の規定による港務局とする。

第十四条 (略)

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十五条 第十一条の規定は、法第二十五条第一項第

一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

第八条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項ただし書きの規定により期間を定めた場合について準用する。

第九条・第十条 (略)

第十一条 (略)

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十二条 第九条の規定は、法第二十五条第一項第

一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

第十六条・第十七条（略）

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

第十八条 法第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第八条から前条までの規定の適用については、第八条第一項中「法第十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十条第一項中「法第二十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」と、第十一条第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二

第十三条・第十四条（略）

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

第十五条 法第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第七条から前条までの規定の適用については、第七条第一項中「法第十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第八条第一項中「法第二十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」と、第九条第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十一条中「法第二十四条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み

項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十四条中「法第二十四条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条」と、第十五条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十六条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、別表第二及び別表第三中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」とする。

替えて適用される法第二十四条」と、第十二条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十三条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、別表第二及び別表第三中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」とする。

第十九条・第二十条 (略)

(対象港湾計画に関する手続)

第二十一条 第十条第一項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第八条第二項の規定は、前項において準用する第十条第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 7 (略)

別表第一(第一条、第三条、第七条関係)

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二(第十一条関係)

第十六条・第十七条 (略)

(対象港湾計画に関する手続)

第十八条 第八条第一項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第七条第二項の規定は、前項において準用する第八条第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第七条第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 7 (略)

別表第一(第一条、第三条、第六条関係)

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二(第九条関係)

(略)	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三（第十六条関係）

(略)	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四（第十七条関係）

(略)	(略)
-----	-----

(略)	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三（第十三条関係）

(略)	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四（第十四条関係）

(略)	(略)
-----	-----

改正案	現行
<p>（環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的 読替え）</p> <p>第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行 令（平成九年政令第三百四十六号）<u>第八条第二項</u>（ 同令<u>第十条第二項</u>において準用する場合を含む。） の規定の適用については、<u>同令第八条第二項中「事 業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。</u></p>	<p>（環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的 読替え）</p> <p>第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行 令（平成九年政令第三百四十六号）<u>第七条第二項</u>（ 同令<u>第八条第二項</u>において準用する場合を含む。） の規定の適用については、<u>同令第七条第二項中「事 業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。</u></p>